

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）  
公告（共通事項）

高知県・高知市病院企業団が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

## 第1 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号）又は指名回避措置基準要領（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 8 条第 9 号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、本工事に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

### （1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### （2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
  - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6) 個別事項で定める要件を満たす者。なお、施工実績については、入札参加申請時までに完成・引渡しが完了したものであること。

## 第 2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

### 1 申請書等の様式

高知医療センターホームページからダウンロードした様式による。

<アドレス>(大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。)

高知医療センターホームページ(入札情報)

<https://www2.khsc.or.jp/>

### 2 作成要領

個別事項で定める提出書類を下記により作成し、提出すること。

#### (1) 同種工事の施工実績(様式 2)

ア 企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

イ 工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録している CORINS 登録内容確認書の写しを添付すること。CORINS 登録内容確認書等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

#### (2) 配置予定技術者名簿(様式 3)

ア 配置予定の主任技術者又は、監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた 2 名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写しを必ず添付すること。CORINS 登録内容確認書等が存在しない場合又は内容が

十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(3) 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には提出すること。

(4) 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計図書は、当該入札実施機関において閲覧等することができる。閲覧等に際しては、入札実施機関に掲示する注意事項を遵守すること。

2 質疑応答

(1) 質疑書は、Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX又は電話等）による質疑には、回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

(3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

(1) 資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限の日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

(2) 入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で知事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関（個別事項で定める問い合わせ先）に持参すること。他の方法（郵送、FAX等）によるものは認めない。

イ 回答

説明を求めた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。

(1) 入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

(2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者

### 3 入札方法について

- (1) 入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

### 4 工事費内訳書の提出について

- (1) 建設工事に係る入札において、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書の作成を代理人に委任すること及びその場で作成することは、認めない。

### 第 5 入札保証

免除する。

### 第 6 無効の入札

建設工事競争入札心得（以下「心得」という。）第 9 条に該当した入札は、無効とする。

### 第 7 失格の入札

心得第 10 条に該当した入札者は、失格とする。

### 第 8 落札決定の方法

- 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札者又は落札候補者とする。
- (1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最も低い金額の入札を行った者。
  - (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者。
- なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成 29 年 5 月 24 日付け 29 高土政第 185 号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。

### 第 9 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

### 第 10 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が 1 者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は差し替え、訂正等をする

ことはできない。

- 4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
  - (1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
  - (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
  - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
  - (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
  - (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
  - (6) 予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が7(2)アに該当したとき。
- 9 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となつた場合には、契約を解除することがある。
- 10 契約書の案及びその書式は、高知県・高知市病院企業団ホームページの入札情報ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- 11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 13 この工事においては、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。  
なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることがある。
  - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 14 この工事においての監理技術者等の工期途中での交代は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などを基本とし、受発注者間で合意した場合とする。